

# ○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員被服類貸与規程

昭和61年6月27日

訓令第1号

改正 令和3年3月訓令第2号

同 3年11月 同 第2号

(目的)

第1条 この規程は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員（以下「職員」という。）に対し被服類を貸与することにより、職員の服装を統一し、品位の保持と職務能率の向上を図ることを目的とする。

(貸与職員、貸与品及び貸与期間)

第2条 職務執行上特に統一された被服類を必要と認める職員及び職務の性質上被服類の損耗が特に著しいと認める職員に対しては、この規程の定めるところにより、必要と認める範囲内で被服類を貸与する。

2 被服類を貸与する職員並びに貸与品の種類、数量及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、貸与品の損耗の程度により貸与期間を伸縮することができる。

(着用の義務及び期間)

第3条 職員は、貸与の目的に従い、その職務に従事する間は、常に貸与された被服類を着用するものとし、勤務外に貸与品を着用してはならない。

2 職員は、善良な注意をもって貸与品の使用及び保管の責めに任ずるほか、補修、洗濯その他貸与品の保存上必要な処理を、自己の負担において行わなければならない。

3 夏及び冬の着用区分のある被服類の着用期間は、次のとおりとする。ただし、気候の寒暖等により適宜これを伸縮することができる。

(1) 夏服 6月1日から9月30日まで

(2) 冬服 10月1日から5月31日まで

(貸与品の返納)

第4条 職員が退職又は異動等により貸与を受ける資格を失ったときは、直ちに貸与品を補修し、又は洗濯して返納しなければならない。ただし、貸与品が使用に耐えないと認められるとき、又は特別の事情により管理者が認めたときは、この

限りでない。

(亡失又はき損の届出等)

第5条 職員が貸与品を亡失し、又はき損したときは、速やかに被服類亡失き損届(別記第1号様式)を、施設長を経て管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出があったときは、貸与品を再貸与するものとする。ただし、その亡失又はき損が職員の故意又は重大な過失によるときは、現品をもって弁償しなければならない。

(共用被服)

第6条 施設長は、第2条に規定する被服類以外に作業用の被服等を、施設長の責任と管理の下に備え付けて職員に共用させることができる。

(被服類の記録)

第7条 施設長は、被服類貸与簿(別記第2号様式)を付けて、貸与品の状況を記録しておかなければならない。

(予算上の制約)

第8条 被服類は、毎年度予算の範囲内で貸与するものとし、予算の都合によりその全部又は一部を貸与しないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和61年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 この規程実施の際現に貸与されている被服類は、この規程により貸与されたものとみなす。

附 則(令和3年3月訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年11月訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

貸与職員	貸与品	数量	年	備考
主任生活相談員 生活相談員	作業服（上・下）	1	3	
	夏用半袖シャツ	1	2	
看護師	作業服（上・下）	1	3	
	夏用半袖シャツ	1	3	
	白衣（夏・冬）	1	3	
	看護帽	2	1	
支援員 介護職員 訪問介護員	作業服（上・下）	1	3	
	夏用半袖シャツ	2	1	
	三角布（帽）	2	1	
栄養士 調理員	白衣（冬）	1	2	
	夏用半袖シャツ	2	1	
	白ズボン	1	3	
	三角布（帽）	2	1	
管理士	作業服（上・下）	1	3	
	夏用半袖作業服（上・下）	1	3	

別記第1号様式（第5条関係）

被服類 亡失 届  
き 損

年 月 日

管理者 三条市長 様

職 名

氏 名

私は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員被服類貸与規程に基づき被服類を亡失、き損したので届けます。

記

1 亡失、き損の内容

被服類	数量	亡失・き損 年月日

2 亡失、き損の理由

